

# 小金井市電子情報資産の安全管理対策に関する規程

平成16年1月9日

規程第1号

## (目的)

第1条 この規程は、市が所管する電子情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、市が組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに電子情報資産の安全管理対策を実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。
- (2) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及びそれらの組合せをいう。
- (3) 電子情報 電子化されたプログラム及びデータ（資料及び帳票を含み、職員個人が資料整理等のために作成した個人利用ファイルを除く。）をいう。
- (4) 電子情報資産 電子情報並びに電子情報を作成し、管理し、及び保護する上で必要とされる情報システムをいう。
- (5) 機密性 アクセスを許可された者だけが、電子情報にアクセスできることをいう。
- (6) 完全性 電子情報及び処理方法が正確であること、及び完全であることを保護することをいう。
- (7) 可用性 許可された利用者が必要なときに電子情報にアクセスできることをいう。
- (8) 情報セキュリティ 守るべき電子情報資産を改ざん、喪失等の脅威から、機密性、完全性及び可用性の観点により保護することをいう。
- (9) 課長 次に掲げる課の長（担当課長を含む。）をいう。

ア 小金井市組織規則（昭和43年規則第5号）第7条に規定する課及び小金井市会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年規則第5号）第2条第1項に規定する課

イ 議会事務局，監査委員事務局，選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局並びに教育委員会事務局の課及び室並びに生涯学習部の図書館及び公民館（職員の義務）

第3条 職員は，情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに，業務の遂行において，情報セキュリティに関する法令等を遵守しなければならない。

2 職員は，契約により市の事務事業の委託を受けた事業者に対して，事業執行に当たりこの規程を遵守するよう指導しなければならない。

（管理体制）

第4条 電子情報資産の統一的な情報セキュリティを確保するため，次に掲げる責任者，本部，作業部会及び監査委員会を置く。

- (1) 情報セキュリティ統括責任者
- (2) 情報セキュリティ推進本部
- (3) 情報セキュリティ推進作業部会
- (4) 情報セキュリティ監査委員会

（電子情報の分類及び管理）

第5条 課長は，その主管する電子情報について，機密性，完全性及び可用性を踏まえた分類を行い，その重要性に応じ，適切な管理を行うものとする。

（情報セキュリティ対策）

第6条 情報セキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という。）は，電子情報資産を，不正アクセス，改ざん，入力誤り，操作誤り，災害その他の脅威から守るため，次に掲げる対策を行うものとする。

- (1) 人的セキュリティ対策として，情報セキュリティに関する権限及び責任並びに遵守すべき事項を明確に定め，職員に対する周知及び徹底を図るとともに，十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。
- (2) 物理的セキュリティ対策として，情報システムの設置場所への不正な立入り並びに電子情報資産への損害及び電子情報資産の利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。
- (3) 技術的セキュリティ対策として，電子情報資産を不正アクセス等から保護するため，電子情報資産へのアクセス制御，ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。
- (4) 電子情報資産の運用における対策として，情報システムの監視，情報セキュリティ対策の遵守状況の確認その他情報セキュリティ運用面の対策を講ずる。

(5) 緊急時における情報セキュリティ対策として、緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うための危機管理対策を講ずる。

2 情報セキュリティ推進本部（以下「本部」という。）は、前項の対策の実施に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、情報セキュリティ対策が有効に機能しているかを随時検証し、評価するものとする。

3 情報セキュリティ推進作業部会は、本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要な作業を行うものとする。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第7条 この規程に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項、判断等の統一的な基準として、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

（情報セキュリティ監査の実施）

第8条 情報セキュリティ監査委員会は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に又は臨時に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

（見直し）

第9条 統括責任者は、前条に定める情報セキュリティ監査の結果及び第6条第2項に定める評価の結果を踏まえ、必要に応じて本部に指示し、この規程及び対策基準の見直しを実施するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、電子情報資産の安全管理対策の実施に関し必要な事項は、統括責任者が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年1月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。